

令和元年度「次世代のライフプランニング教育推進事業」
男女共同参画の推進に資する教員研修プログラムの開発に向けた調査研究 概要

1. 目的

学校現場等のあらゆる場面において無意識に男女の役割に対する固定的な価値観を与える
とされる「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」に対し、特に学校現場において、子
供たちが自身のライフキャリアを固定的な性別役割分担意識にとらわれず考えられるように
するため、指導的立場にある教員が自身の「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」に
気付くためのプログラム開発の必要性が指摘されている（平成 30 年 6 月 12 日すべての女性
が輝く社会づくり本部「女性活躍加速のための重点方針 2018」）。

これを踏まえ、本事業は、次年度に教員研修プログラムの開発を行うために必要となる基
礎データ及び資料を得ることを目的としている。特に、子供たちの価値観に影響を与えうる
「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」等に関する具体的事例や研修例等について検
証を行うため、国内外・異業種を含む先進的な研修事例等の収集・分析、全国の中学・高校
を対象とした調査等を行う。

2. 調査内容

(1) 国内外の男女共同参画の推進に係る先進的な研修事例、教材やツール、取組等の情報
収集・分析

①海外事例調査

【調査内容例】

- ・ 諸外国において、「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」の解消等を目的とし
た男女共同参画の推進を図る先進的な研修事例、教材やツール（例：バイアス・チェ
ックリスト等）等の収集・分析
（初等中等教育の学校及び教員を対象とした事例を優先するが、その他、参考となる
高等教育や企業等の事例があれば幅広く収集）
- ・ 諸外国の学校教育現場における男女共同参画の推進を図る先進的な取組事例の収集・
分析 等

【調査方法】 文献調査等

②国内事例調査

【調査内容例】

- ・ 都道府県・政令指定都市教育委員会（自治体により首長部局を含む）が主催する男女 共
同参画をテーマとした教員研修の実施例（対象者、主な内容等）

- ・「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」の解消等を目的とした研修等、男女共同参画の推進を図る研修事例、教材やツール等の収集・分析 等
（初等中等教育の学校及び教員を対象とした事例を優先するが、その他、参考となる高等教育や企業等の事例があれば幅広く収集）

【調査方法】 文献調査、ヒアリング、質問紙調査等

（2）学校における男女共同参画の推進状況に係る調査

学校現場における性別のバイアス（思い込みや固定観念）に係る現状や事例等を把握し、その結果を活用して、教員が学校現場で生じうるバイアスのケース等について理解を深め、指導に役立つ気づきを得るための教員研修プログラムを開発することを目的とした質問紙調査を行う。

【調査項目】

○生徒の固定的な性別役割分担意識等に影響を与えうる要素や事例の検証

（調査の視点例）

- ・授業や生徒指導、進路指導等における教員と生徒の関わりに見る性別による違い
- ・教員の男女比（例：進路指導等の校務分掌別人数等）、教員組織の特色、研修受講歴等の教員に関する現状
- ・生徒の学校活動（学校行事、生徒会や委員会等）における役割
- ・生徒の進路選択に影響を与える要素（教員の指導傾向等） 等

○男女共同参画の推進に向けた先進的取組事例 等

- ・男女共同参画の推進を図る観点から見た教員の生徒に対する働きかけの有無 等

【調査方法】 文献調査、質問紙調査 等

<質問紙調査の対象>

- ・全国の公立中学校（2,000校程度）及び公立高校（700校程度）を対象とし、回答者は、管理職を含む全ての本務教員とする（任意回答の調査とする）。
- ・調査票は管理職と教員対象の2種類作成する。
- ・調査対象校は学校基本調査データに基づき、都市規模や学校教員数、女性教員比率等を層として各層に割り当て抽出する。

<質問紙調査の方法>

- ・調査はWEB調査で実施。
- ・調査の実施に当たっては、高校については都道府県教育委員会を、中学校については

都道府県教育委員会から市区町村教育委員会を經由して、抽出した対象校に調査の依頼を行う。

- ・なお、調査は対象の本務教員が直接回答し、各学校での取りまとめは行わない。

(3) 本調査研究の活用について

次年度以降は、本調査研究に基づき、教員を対象とした研修プログラムを開発する。学校現場において児童・生徒が将来を考える上で、バイアスを与えず、性別を問わず多様な可能性を選択できるような指導や接し方等、留意したい点について学べる研修プログラムを作成するとともに、普及用リーフレット等の資料を作成・配布する。

3. 検討委員会の設置

調査項目の決定や調査の分析等に当たっては、男女共同参画に精通した学識者や専門家、学校関係者等からなる検討委員会を設置し、検討委員会における協議により、調査項目等を決定・実施する。成果物の作成にあたっては、必要に応じて関係する学識者、専門家の知見を活用することとする。

4. 調査期間

令和元年7月下旬 ～ 令和2年3月15日